

第5章

その他の 震災対策

災害時の協定について

大規模な災害の発生時には、ライフラインや情報通信網が途絶し、また膨大な量の応急復旧活動を遂行できないという事態が生じるおそれがあります。このような事態に対処するために、区は物資の供給、医療救護、緊急輸送等の人的・物的支援にかかる各種応急対策・復旧活動等について、自治体や民間事業者、関係機関との間で協定を締結しています。

● 自治体間協定

長野県上田市や群馬県前橋市、埼玉県上尾市等と協定を結んでいます。協定では、大規模災害が発生した場合、職員の派遣、食料・生活必需品などの提供、被災者の受け入れなど、幅広い応援対策および応急復旧対策を各自治体の規模や地域特性などに応じて実施することを定めています。

● 民間事業者や関係機関との協定

民間事業者とは主に以下の内容の協定を結んでいます。

車両の確保や物資の搬送、道路の障害物除去等、緊急輸送対策
飲料自動販売機やデータ放送等の表示機能を活用した災害情報の提供
飲料水、食料等の物資の調達と供給
避難拠点における給排水設備の緊急点検と応急修理
災害時の医療救護活動
災害時の福祉避難所の運営

他

● 地域協定

地域協定は学校と避難拠点と事業者の三者において締結する協定です。この地域協定を災害時に実施することで災害時の活動をよりスムーズに行うことができます。地域協定の実施にかかる経費は区が負担します。

【地域協定の例】

避難拠点周辺のスーパーとの物資の優先供給に関する協定
避難拠点周辺の飲食料業者との物資の優先供給に関する協定